

令和8年度

# 小学校施設開放事業 の手引き



堺市教育委員会

# 目次

<b>I 学校施設開放事業（「学校開放」）</b>	
1 学校開放の趣旨	1
2 学校開放の概要	1
<b>II 学校施設開放運営委員会（「運営委員会」）</b>	
1 運営主体	4
2 運営委員会	4
<b>III 学校開放の管理運営</b>	
1 利用団体の登録	5
2 利用の調整	6
3 施設の有効利用	6
4 利用団体への指導	6
5 利用の促進	8
6 会議室等の校舎内施設の利用	8
7 管理指導員	8
8 学校施設開放事業運営業務委託料の管理	10
9 書類の提出と管理	10
10 学校開放に関わる方の役割	11
11 年間の事務の流れ	12
<b>IV 安全管理</b>	
1 予防対策	13
2 登録団体関係者の安全講習受講・確認の勧奨	13
3 事故発生時の対処	14
4 事故報告について	15
5 利用団体の保険加入	18
6 堺市安全安心メール	18
<b>V このような時は？</b>	
1 施設や設備等を破損・滅失した場合	19
2 特別警報・暴風警報が発令された場合	19
3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合	20
4 選挙の関係で学校が使用された場合	20
5 感染症の流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合	20
6 暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった場合	21
7 光化学スモッグ等が発令された場合	21
8 学校開放の管理運営等における保険について	22
<b>小学校施設開放事業 緊急連絡先一覧（記入用紙）</b>	<b>23</b>

資料1 「小学校施設開放事業利用状況」

資料2 「管理指導員の皆様へ」

資料3 「利用団体の皆様へ」

# I 学校施設開放事業（「学校開放」）

## 1 学校開放の趣旨

学校開放は、堺市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

小学校施設開放事業は、次の目的を掲げて実施しています。

- (1) 小学校児童を始めとするこどもの健全育成
- (2) 地域住民の自主的・自発的な学習の支援と地域コミュニティの活性化
- (3) その他、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進

## 2 学校開放の概要

### (1) 学校開放を利用できる方

スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その過半数を開放学校の校区住民で構成された、成人（18歳以上）の方を代表者とする10人以上の団体。

ただし、次のような場合は利用できません。

- ① 営利活動を目的とする場合
- ② 政治的または宗教的な活動を目的とする場合
- ③ 暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合

NEW

NEW

令和8年度より、夜間照明が設置されている中学校区（下記27校）の小学校に登録している団体に限り1団体1学校の登録ルールの一部を緩和します。

- ①利用登録にあたっては従来どおり、「10人以上の団体」で、「その構成員の過半数が拠点とする開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの」とします。
- ②2校の登録を行う団体は、「拠点登録校」と「サブ登録校」の設定を行っていただきます。
- ③2校への登録ができる団体は、現在小学校に登録している団体で、夜間照明が設置されている中学校（登録している小学校が属する中学校区にあるものに限ります。）をサブ登録しようとする団体です。
- ④従来通り1校のみの登録も可能とします。

堺市立浅香山中学校	堺市立殿馬場中学校	堺市立三国丘中学校
堺市立大浜中学校	堺市立旭中学校	堺市立泉ヶ丘東中学校
堺市立東百舌鳥中学校	堺市立八田荘中学校	堺市立深井中学校
堺市立平井中学校	堺市立深井中央学校	堺市立日置荘中学校
堺市立野田中学校	堺市立南八下中学校	堺市立福泉中学校
堺市立鳳中学校	堺市立津久野中学校	堺市立福泉南中学校
堺市立宮山台中学校	堺市立美木多中学校	堺市立八下中学校
堺市立陵南中学校	堺市立長尾中学校	堺市立金岡南中学校
堺市立五箇荘中学校	堺市立大泉中学校	堺市立美原中学校

(2) 開放施設

運動場、体育館と会議室等の校舎内施設（注）

（注）会議室（ふれあいルームを除く。）等の校舎内施設開放については、校舎内セキュリティ確保の関係上、現在中止としています。  
なお、ふれあいルームについては利用可能です。

(3) 開放日時（利用時間には、準備と後片付けの時間を含まず。）

NEW

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び「学校閉庁日」を除く、以下の日時です。

《小学校施設開放》

施設	日 時	
運動場・体育館	土・日・休日及び 春・夏・冬休み等	午前9時～午後4時
会議室等の 校舎内施設	土・日・休日	午前9時～午後4時

《中学校施設開放 夜間運動場》

施設	日 時	
夜間運動場	土・日・休日	午後6時～午後8時30分
	月～金（休日を除く）	午後6時30分～午後9時

①学校の教育活動に支障がある時は、その学校の学校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。

②「学校閉庁日」とは、夏季休業期間中の平日5日間程度、冬季休業期間中の平日2日間程度、学校の学務を休止する日のことをいいます。

令和8年度は以下の通りです。

夏季：令和8年8月10日（月）～17日（月）

冬季：令和8年12月28日（月）、令和9年1月4日（月）

※冬季学校閉庁日においては、学校園が実施の有無や日数（設定日に限る）について判断するため、詳しくは学校にお問い合わせ下さい。

③利用時間については、時間厳守でお願いします。

(4) 利用できる種目等

学校開放は、既存の学校施設を有効活用するために、地域の皆様に開放するものです。

利用できる種目や施設の使い方などは学校施設の状況や周辺環境により異なります。安全かつ円滑に学校開放を行うため、既存施設で可能な種目・利用方法は、学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）と学校の調整により決まります。

(5) 利用の手続き

学校開放を利用しようとする団体は、4頁「1 利用団体の登録」の手続きにより教育委員会に登録してください。

(6) 受益者負担について

NEW

堺市教育委員会が実施する学校施設開放事業としては、令和 8 年度の三脚式 LED 照明の導入にあたり設定する「学校施設開放事業負担金」を除き、運動場、体育館、またそれらの昼間利用、夜間利用を問わず、利用料やその他料金について一切徴収していません。

なお「学校施設開放事業負担金」の具体的な金額や徴収方法等につきましては別途通知させていただきます。

(7) 利用上の注意（遵守事項）

開放事業では、6頁「利用上の注意」等を定めています。利用団体が、「利用上の注意」等に違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

(8) 問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
堺市教育委員会事務局 地域教育支援部  
地域教育振興課（堺市役所高層館 11 階）  
■電 話：072-228-7920(直通)  
■F A X：072-228-7009  
■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp  
業務時間 年未年始を除く平日 9:00～17:30

## Ⅱ 学校施設開放運営委員会（「運営委員会」）

### 1 運営主体

学校開放を円滑に進めるために、校区の団体等から選出された方々で構成する運営委員会に教育委員会が管理運営を委託して実施しています。

運営委員会は規約を作成し、利用団体の登録手続きや利用の調整、契約書等の書類作成に関する事務処理等、地域における学校開放の運営主体となって活動してください。

### 2 運営委員会

#### (1) 運営委員会の構成

① 運営委員会は、開放学校の通学区域内に居住し、または勤務する次のような方々で構成されます。

ア 自治会、PTA、こども会、青少年指導員会等関係諸団体の代表者又は当該団体の推薦を受けた者

イ スポーツ推進委員

ウ 地区体育振興会委員

エ 開放学校の教職員

オ 利用団体の代表者又は当該団体の推薦を受けた者

カ オに掲げる者のほか、地域の実情に応じた校区関係者

(ア) 構成員の選出時には、氏名・連絡先等を記載した名簿を教育委員会（地域教育振興課）に提出すること等を本人にお伝えください。

(イ) ア～カに規定する者（校区内委員）のみで構成することができない運営委員会は a、b をその構成員とすることができます。

a 校区内委員にかつて該当したことがある者

b 開放学校の利用団体の代表者（校区内委員に該当する者を除く。）

② 運営委員会には、次に掲げる役員を置き、構成員の互選により定めま

す。  
なお、必要に応じて顧問を置くことができます。

ア 委員長 1人

イ 副委員長 若干人

ウ 書記 1人

エ 会計 1人

オ 会計監査 1人

#### (2) 運営委員会の役割

運営委員会は、開放事業の運営主体として、開放事業に対して地域諸団体の理解と協力・支援の体制をつくることが重要です。

運営委員会は、学校開放の管理運営のために次の役割を担っています。

① 開放事業に関する計画、手続き及び報告等に関すること

② 教育委員会、開放学校及び利用団体との連絡調整に関すること

③ 利用団体及び保護者等に対する利用上の注意の徹底に関すること

④ 利用促進のための地域住民に対する啓発等に関すること

- ⑤ 利用団体の登録、承認に係る書類の経由等に関すること
- ⑥ 管理指導員の推薦及び従事報告に関すること
- ⑦ 個人情報取扱特記事項 第6の第4項に定めるところにより、報告すること  
個人情報に関する書類の保存期間は業務終了後1年とする。
- ⑧ その他、開放実施について必要な事項

### Ⅲ 学校開放の管理運営

#### 1 利用団体の登録

学校開放を利用しようとする団体があれば、次の手続きにより教育委員会に登録してください。(団体登録は毎年度必要です。年度途中の申請も可。)

#### 《小学校での利用団体登録の流れ》

- (1) この手引きの「資料3 利用団体の皆様へ」の内容を団体に説明してください。
- (2) 団体に「小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を渡し、必要事項を記入させてください。
- (3) 「小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を団体から受け取り、1頁「(1) 学校開放を利用できる方」の要件を満たしていることを確認のうえ、教育委員会(地域教育振興課)に提出してください。
- (4) 1頁「(1) 学校開放を利用できる方」の要件を満たしていれば、教育委員会で利用団体として登録し、運営委員会に「小学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」を送付します。  
委員会から利用団体に交付してください。

※ 「小学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」が運営委員会の手元にまだ届いていない場合であっても、運営委員会を經由して地域教育振興課あてに「小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出し、受付が完了した利用団体は、本事業の利用が可能です。

- (5) 「小学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」を運営委員会から利用団体に交付してください。

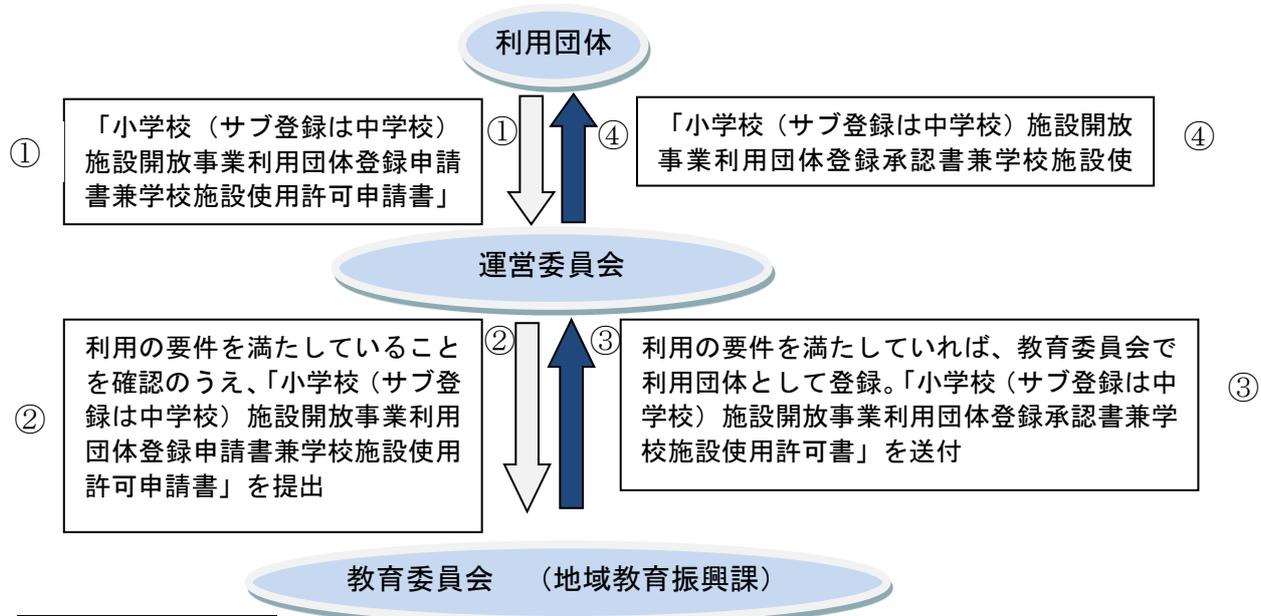
※ 登録の有効期間は承認を受けた年度内(4月1日から3月31日まで)に限ります。

#### 《夜間照明が設置されている中学校夜間運動場の利用(サブ登録)の流れ》

NEW

中学校夜間運動場の利用(サブ登録)をしたい利用団体は、中学校施設開放運営委員会を經由して教育委員会(地域教育振興課)に「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出してください。

※ 中学校の運営委員会問い合わせ先が分からない場合は、堺市教育委員会 地域教育振興課までお問い合わせください。



## 2 利用の調整

開放施設の使用予定を決定するにあたっては、事前に学校長から学校教育活動（行事）での使用予定の通知を受け、開放日時を確認をしてください。これを受けて、運営委員会は、各利用団体の使用日の調整を行い、使用予定を決定していただきます。なお、調整は、各団体代表者を含めた調整会議を開催するなどの方法で、開放事業が円滑に運営されるよう進めてください。調整後、運営委員会は様式13の「小学校施設開放事業 使用予定表」を作成し、教育委員会（地域教育振興課）及び学校長に提出してください。全団体が不公平感がないよう、利用調整のご協力をお願いいたします。

NEW

※中学校夜間運動場の利用できる回数は学校によって違いがあり、ある学校の「拠点登録校」設定団体の利用回数よりも、別の学校の「サブ登録校」設定団体の利用回数のほうが多くなることもありえます。

※中学校夜間運動場の利用希望の団体においては、中学校夜間運動場の利用にあたり、登録を希望する学校で年間何回程度の回数の利用が見込まれるかを中学校施設開放運営委員会と調整いただき、ご納得のうえお支払い及び登録をしていただくようお願いいたします。

## 3 施設の有効利用

小学校施設開放事業は、こどもの健全育成や地域コミュニティの活性化が主な目的となっておりますので、地域の多くの方が公平に利用できるよう、一部団体にかたよった利用の調整は避け、利用日時が重なる場合は、それぞれの団体がお互いに協力しあって使用できるような運営を心がけてください。

## 4 利用団体への指導

学校はこどもの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で地域の皆様に利用いただいております。運営委員会は、利用団体が学校開放を安全かつ円滑に利用できるよう指導を行ってください。

### (1) 利用上の注意（遵守事項）の周知徹底

以下の「利用上の注意（遵守事項）」を全ての利用団体に周知徹底させてください。なお、地域の実情に応じ、記載されていない項目を各運営委員会で追加していただくこともできます。

### 利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

- ① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしな  
ないこと。
- ② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を使用しないこと。
- ③ 他の者に利用させないこと。
- ④ 原則として、学校の敷地内において火気を使用しないこと。
- ⑤ 学校の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しない  
こと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のため  
のご配慮をお願いします。）
- ⑥ 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
- ⑦ 許可を受けた施設（それに付随して使用することが必要な施設を含む。）以外  
に立ち入らないこと。
- ⑧ 学校への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
- ⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
- ⑩ 利用時間を厳守すること。
- ⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回  
復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち  
帰っていなかった場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
- ⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を  
行う者を利用責任者として定めること。
- ⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全  
の確保を図ること。
- ⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置をと  
り、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、必要に応じて教育委  
員会（地域教育振興課）、学校長等に報告すること。
- ⑮ 利用の都度、「利用団体月報」を作成又は電子申請システムに入力し、教育長  
が指定する日までに教育委員会（地域教育振興課）に利用報告を行うこと。
- ⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又  
は学校長からの指示事項について遵守すること。

### (2) 安全管理

学校開放の利用に際し、利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあります。運営委員会は利用団体に対して、利用時の安全確保の指導をお願いします。

特に小学校開放事業はこどもの利用が中心となっていますので、その安全確保には十分配慮するよう周知してください。

また、利用団体の代表者、指導者等の方には、安全管理をマニュアル化して用意しておくことを勧めてください。

安全管理マニュアルの作成には、13頁「Ⅳ安全管理」を参考にしてください。

## 5 利用の促進

学校開放は、児童を始めとした地域の多くの方が気軽に参加できるスポーツや文化活動の場です。地域に開かれた学校づくりのために、また学校施設を有効に活用するためにも、地域への広報や呼びかけに努めて利用を促進してください。

小学校の開放は、こどもの安全・安心な居場所づくりという点でも重要です。校区のより多くのこどもが参加できるように学校、保護者、こども会等地域の関係者との連携を図ってください。

## 6 会議室等の校舎内施設の利用

(1) 会議室（ふれあいルームを除く。）等の校舎内施設開放については、校舎内セキュリティ確保の関係上、現在中止としています  
なお、ふれあいルームについては利用可能です。

## 7 管理指導員

### (1) 管理指導員

NEW  小学校の体育施設（運動場・体育館）の開放時に、こどもを始めとする利用者の安全と施設の適切な管理のために管理指導員を配置しています。管理指導員は、**成人（18歳以上）**で校区に在住または在勤されているか、利用団体の代表者・指導者等のうち管理指導員として適当であると認められる者で、令和8年度の運営委員会の委員長と学校長から推薦を受けた方に従事を依頼します。

管理指導員は体育施設の開放に際し、次の職務に従事します。

- ① 運動場等の整備並びに体育館の消灯及び施錠の確認に関すること。
- ② 利用団体及び利用者に対して、運動場等の清掃、整備、後始末、利用マナーの向上、安全管理等について指導し、その徹底を図るとともに事故の防止に努めること。ただし、安全管理については一般的な安全指導・監督を負うものではありません。
- ③ 事故が発生した場合に適切な措置を行うとともに、必要に応じて運営委員会、教育委員会（地域教育振興課）に報告すること。
- ④ 管理指導日誌を作成すること。

※管理指導員が職務に従事する際は、安全を見守るという職務上、腕章の着用をお願いしています。運営委員会からも管理指導員へ、腕章着用の徹底をお願いします。なお、昨年度の管理指導員の内、今年度は管理指導員として従事しない方から、腕章を返却していただけてください。運営委員会は新たに従事される管理指導員に腕章を引き継いでください。

管理指導員

注意：管理指導員は、学校開放における上記の職務を行うために依頼していますので、特定の利用団体内部での指導（例：ポートボールやサッカーの指導等）はその職務内容ではありません。管理指導員としての職務を行いながら利用団体内部での指導を行うことは可能ですが、管理指導員をご推薦いただく際は、役割を混同しないよう必ず本人に周知してください。

また、管理指導員には運営委員会からの従事報告に基づき、その方個人に対して謝礼金（個人所得となります）をお支払いしますので、必ず本人に対してその旨を周知してください。

【9頁「(2) 管理指導員謝礼金」参照】

管理指導員として従事し、謝礼金を受け取る場合、当該人の勤務先によっては兼業・兼職の許可申請を行っていただく必要があります。ご推薦に当たっては、勤務先に許可の要否を確認し、必要であれば許可を受けるよう周知してください。（堺市職員の場合は、後日、地域教育振興課から兼業・兼職の許可手続きについてご案内しますので、「管理指導員従事誓約書兼従事謝礼金口座振替依頼書」に所属名を記入するよう伝えてください。）

## (2) 管理指導員謝礼金

半期ごとに運営委員会から提出される「管理指導員従事報告書」に基づき、体育施設（運動場、体育館）の開放に従事された管理指導員にお支払いします。個人所得となりますので、源泉徴収した上で各管理指導員の口座に振り込みます。振込は、前期分（4月～9月分）と後期分（10月～3月分）の2回に分けて行います。

- ① 謝礼金は振込で支払いしますので、以下の方は通帳のコピー（口座番号、口座名義人（カタカナ）が記載されているページ）のご提出をお願いします。
  1. 令和8年度から、初めて管理指導員謝礼金の支給対象となられる方
  2. 令和元年中にマイナンバーを提供され、以降一度もマイナンバーを提供されたことのない管理指導員謝礼金の支給対象者
  3. 令和7年度以前から管理指導員謝礼金の支給対象者となっているがマイナンバーを提供されたことのない継続の管理指導員謝礼金の支給対象者

※休眠口座ではないかなどを確認し、確実に振込みできる口座をご提出ください。

- ② 源泉徴収事務のために、上記該当する方からマイナンバーを収集します。

NEW

③ 別途、対象者には地域教育振興課より通知しますので、ご協力お願いいたします

- ③ 「管理指導日誌」は開放実施の報告書ですので、謝礼金の対象にならないものも含め、すべて提出してください。

- ④ 「管理指導員従事報告書」記入上の注意事項について

ア 1校あたり、前期分と後期分を合わせて年間120回を限度。

1回の単価は1,200円です。

「管理指導員従事報告書」に120回を超える記入がある場合、最初から数え120回までを謝礼金の対象とします。

イ おおむね3時間（2時間30分以上）を1回とします。

ウ 複数の管理指導員が同じ時間帯に従事しても謝礼金の対象になるのは1人だけです。つまり、1校あたり、1日につき「午前」・「午後」の2回が最大支払回数となります。

エ 謝礼金は、こどもの団体が利用するとき支払い対象となります。なお、こどもの団体であっても、大人のみの利用となった場合（こどもの利用が0名）は、支払いの対象となりません。

NEW

オ 中学校運動場夜間開放については、謝礼金の対象となりません。

- ⑤ 会議室等の校舎内施設の開放は、謝礼金の対象にはなりません。可能な範囲で「管理指導日誌」に記載してください。（現在ふれあいルームのみ利用可能。）

## 8 学校施設開放事業運営業務委託料の管理

### (1) 学校施設開放事業運営業務委託料

運営委員会が学校開放の管理運営を行うために必要な経費を委託料としてお支払いします。

委託料は、堺市との委託契約に基づき、各運営委員会の指定の口座に5月下旬（予定）に振り込みを行います。（必要書類の提出状況により遅れることがありますので、期限までに提出をお願いします。）

委託料につきましては、適切で公正公平な会計処理を行ってください。

### (2) 委託料の用途

学校開放の管理運営に関する委託料の用途として支出可能な費目は次のとおりです。（運営委員会が直接使用するものの支出に限ります。）

消耗品費	① 用紙、文房具等消耗品代、消毒液等
印刷製本費	② コピー代（報告書、各種資料用） ③ プリンターインク代（各種資料用）
通信運搬費	④ 切手、ハガキ代等 <u>ア 電話代は不可です。</u>
使用料	⑤ 利用調整会議等の会場借上げ代
その他	⑥ 上記に該当しないもの <u>ア 「予備費」[お茶代]は不可です。</u> <u>イ 見積書提出前にご相談ください。</u>

## 9 書類の提出と管理

(1) 委託契約書については押印（書面）での提出が必要です。印鑑（シャチハタは不可）を使用してください。記入例は、別冊「令和8年度 小学校施設開放事業提出書類について（6頁）」をご参照ください。

(2) 鉛筆や消せるペンは使用せず、ボールペン、万年筆等で記入してください。

(3) 提出書類の訂正に修正液は使用しないでください。

また、委託契約書は、訂正ができません。新しい契約書をお渡ししますので、  
地域教育振興課までご連絡ください。

NEW

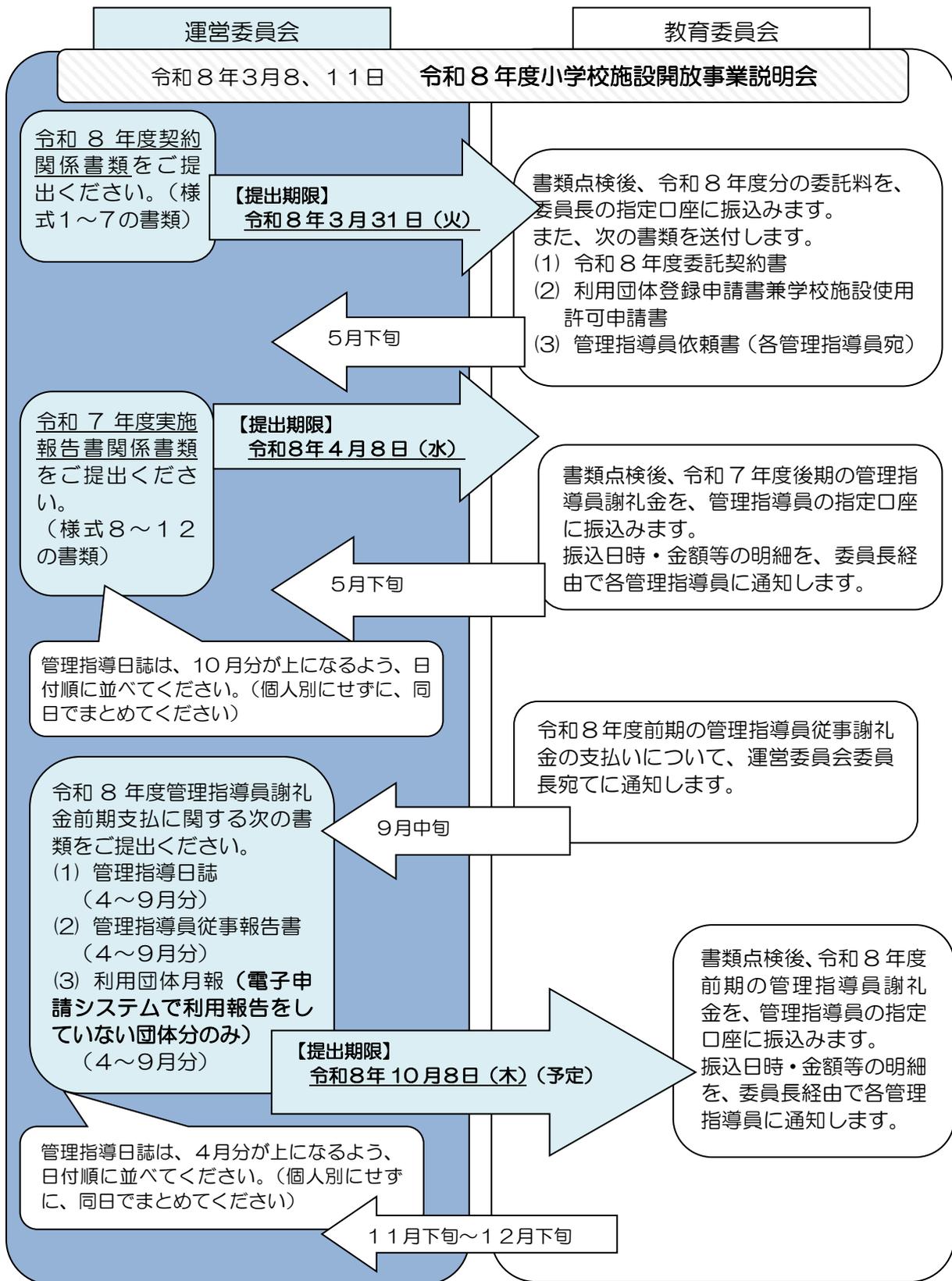
(4) 学校施設開放事業の年度初めの提出資料に関して、令和8年度より堺市電子申請システムにより提出していただく方法で受付します。なお、困難な場合は紙の提出も可能です。可能な限り、電子申請システムでのご提出をお願いいたします。

- (5) 契約関係書類やその他の書類については、個人情報も含まれていることもあり、厳重に管理してください。業務が終了し、不要となった書類を廃棄する場合は、シュレッダー等の処理を行ってください。ただし、保存期間を業務終了後1年としますので、最低1年間保存していただくようお願いいたします。

10 学校開放に関わる方の役割

名称	その主な役割	備考
運営委員	<p>(1) 運営委員会のメンバーで、<u>運営委員会名簿</u>に記載のある方です。</p> <p>(2) 運営委員会のメンバーとして次のことを行います。</p> <p>① 利用調整等、学校開放の管理運営に関すること。</p> <p>② 開放事業に係る計画の作成等に関すること。</p> <p>③ 教育委員会、開放学校の学校長及び利用団体との連絡調整に関すること。</p> <p>④ 利用を促進するための地域住民に対する啓発等にすること。</p> <p>⑤ その他各開放学校における学校開放の円滑かつ効率的な運営を図るために必要なこと。</p>	メンバーに対する謝礼金はありませんが、運営委員会に対して、「学校開放管理運営業務委託料」をお支払いします。
管理指導員	<p>(1) <u>体育施設の開放</u>に関して、利用指導をする方で、<u>管理指導員推薦書</u>に記載のある方です。</p> <p>(2) 学校開放の利用に関して、次の職務を行います。</p> <p>① 運動場等の整備並びに体育館の消灯及び施錠の確認に関すること。</p> <p>② 利用団体及び利用者に対して、運動場等の清掃、整備、後始末、利用マナーの向上、安全管理等について指導し、その徹底を図るとともに事故の防止に努めること。</p> <p>③ 事故が発生した場合に適切な措置を行うとともに、必要に応じて運営委員会、教育委員会（地域教育振興課）に報告すること。</p> <p>④ 管理指導日誌を作成すること。</p>	<u>体育施設（運動場、体育館）の開放にあたり、従事いただいた場合は</u> 、謝礼金の対象となります。（上限があります。）
利用団体の代表者や指導者（監督、コーチ）	<p>チームの世話役やコーチなど、利用団体の代表者や指導者です。</p> <p><u>※ 運営委員や管理指導員を兼ねている場合もありますが、両者は異なりますので、区別してください。</u></p>	
利用責任者	<p>利用団体内で利用上の注意（遵守事項）の指導及び監督を行う方で、利用の都度、利用団体が定めた方。</p>	

11 年間の事務の流れ



※時期については変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

## IV 安全管理

ここでは学校開放における安全管理について、こどもの利用を想定して記載していますが、大人の利用の場合にも準用できるものです。

それぞれの地域の実情に応じ、この記載内容を参考に学校開放安全管理マニュアルを作成し、各利用団体に周知するなど活用してください。

### 1 予防対策

- (1) 気象情報、光化学スモッグ情報や暑さ指数（WBGT）を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。
  - (2) こどもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。
  - (3) 校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。
- ※18頁「[6 堺市安全安心メール](#)」参照。
- (4) 防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。
  - (5) 活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。
  - (6) 事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。（内服薬は原則として使用しない。）
  - (7) 活動に参加するこどもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、こどもの安全を確保した上で、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。
  - (8) 活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るようこどもに指導する。
  - (9) 施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜こどもに指導する。
  - (10) 指導者等の活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。
  - (11) 事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。
  - (12) 事故等の発生に備え、教育委員会、学校長、医療機関、消防、警察等関係機関の連絡先を把握する。

※23頁「緊急連絡先一覧」の表を各運営委員会で作成してください。

### 2 登録団体関係者の安全講習受講・確認の勧奨

- ・学校開放事業の利用時に、けがをする方や急病に見舞われる方が毎年一定人数発生しています。みなさんに安全・安心の環境下で利用いただけるよう、団体から少なくとも1名の方に以下の研修を受講および確認していただくことを勧奨することで、応急手当の方法やAEDの設置場所などを熟知した方の利用団体内への配備を促進します。

NEW

【事故予防の観点】

- 熱中症警戒アラートの確認
- 利用前チェックリストの確認



【不測の事態が発生した際の観点】

- 堺市消防局 HP「応急手当普及啓発シリーズ」受講
- 活動場所近辺に設置されている、まちかど AED の確認
- 堺市役所への連絡手順の確認

- 安全講習受講に関しては、以下 URL 又は上記 QR コードよりご確認ください

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/suishin/1.html>

- さらなる安全・安心に向けて、堺市消防局が実施する救命入門コースの受講を奨励します。なお、コース内容や申し込み方法の詳細については、堺市消防局の HP をご確認ください。

### 3 事故発生時の対処

- (1) 事故等の発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時にけがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断し、必要であればすぐに119番通報し救急車を要請する。負傷者を搬送するとともに他のこどもへの対応に配慮し、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握して保護者に連絡する。
- (2) 施設や用具等により事故等が発生した場合は、直ちに使用を停止し、立ち入りを禁止する。
- (3) 火災発生時は、初期消火活動を行う者、こどもの避難誘導に当たる者等の役割を定めて行動する。
- (4) 火災その他の災害発生時には、漏電やガス漏れなどに注意し、二次災害の防止に努める。また、指導者等の大人は自らの安全確保にも配慮する。
- (5) 不審者及び不審物を発見したときは、近寄らずにこどもを安全な場所に誘導し、警察に通報する。
- (6) 医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、保護者に必ず連絡し、帰宅後の経過観察を依頼する。
- (7) 23頁「緊急連絡先一覧」の表を活用し、事故等の内容・程度に応じて関係機関に連絡する。
- (8) 発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容、連絡等について時間経過を追って記録する。
- (9) 事故等の原因を突き止め、再発防止対策を実施する。

#### 4 事故報告について

NEW

・従来、不測の事態が発生した際のために、手引きにおいて緊急連絡先の作成をお願いし、また事故発生時の対処方法も周知していましたが、次のとおり連絡が必要な場合と報告項目を設定しました。別紙報告項目を確認し、ご対応をお願いします。

##### (1) 報告が必要となる場合

- ・学校施設の管理瑕疵による事故
- ・生命にかかわる重大な事故及び後遺症が残るような重大な事故
- ・警察、消防に出動要請した事故
- ・救急車を要請した事故（競技中の利用者同士による事故を除く）
- ・利用者の生命・財産を侵害したような事故

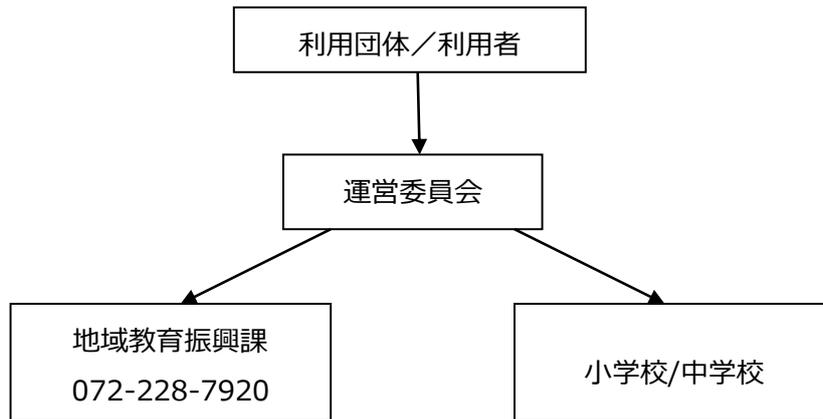
##### (2) 報告項目 別紙様式に沿って、ご報告下さい。



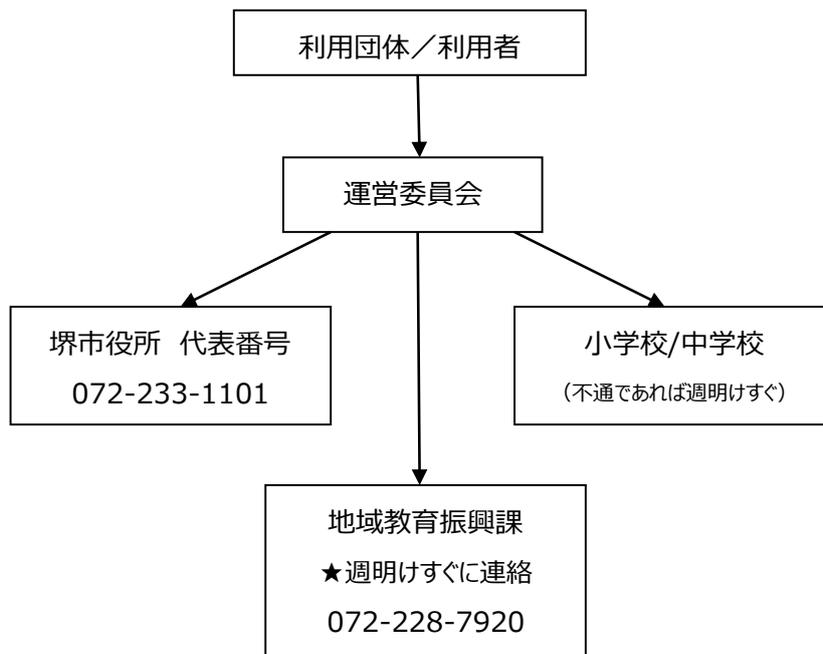
## 不測の事態が発生した際のフロー図

事故報告・緊急連絡先について

平日 9:00~17:30 の場合



土日祝・平日夜間の場合





別紙 報告様式

令和 年 月 日

堺市教育長 様

事故報告書

学校施設開放の利用に際して、事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

発生日時	令和 年 月 日 ( )			時 分頃 発生
発生場所				
対象者氏名・ 住所・連絡先		年齢・性別		
所属 (利用団体名)				
事故種別 (○印を付ける)	物損 ・ 人身 ・ その他 ( )			
事故の状況 ※簡潔に、 時系列で書いてください				
対応の内容				
再発防止策				
その他 特記事項 (家族・病院の連絡 先、保険適用の有 無等)	救急搬送先の病院名：  利用団体名：			

## 5 利用団体の保険加入

事故等が起こってしまったときのために、利用団体にスポーツ安全保険などの保険に加入するよう呼びかけてください。万が一、学校施設を破損した場合に備えて、賠償責任保険付きの保険に加入するよう勧めてください。

### <参考>

公益財団法人 スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。  
「<https://www.sportsanzen.org/>」

## 6 堺市安全安心メール

### (1) 登録方法等

- ① インターネット及び E メールが可能なパソコンやスマートフォン等から登録してください。
- ② 配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。

### (2) お知らせする情報の内容

- ① 不審者情報等のこどもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。

### (3) 注意事項

- ① お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。
- ② このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。
- ③ 登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。
- ④ パソコンやスマートフォン等がメール受信を拒否する設定になっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能な設定に切り替えてください。
- ⑤ このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールアドレス等の情報は、こどもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。

### (4) 問合せ先

- ① システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話 072-270-8120）にお問い合わせください。

## ●登録方法

- ① 「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。  
(文章を入力する必要はありません。〈空メール〉)  
右記のQRコードを読み込んでメールを送信することも可能です。



- ② 登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますので、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
- ③ 注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
- ④ 区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
- ⑤ 登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。

## V このような時は？

### 1 施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第10条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、運営委員会へ報告してください。運営委員会は、必ず教育委員会（地域教育振興課）へ報告してください。（23頁「緊急連絡先一覧」参照）

### 2 特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するよう利用団体に周知してください。

また平成25年8月30日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

小学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は下記の暴風警報に準じた対応といたします。

#### <開放中止の基準>

- (1) 午前7時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前9時から中止します。
- (2) 午前9時現在で暴風警報が解除されていれば、午後1時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
- (3) 学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

### 3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、この様な場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

- (1) 暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施します。安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。
- (2) 美原区にある平尾小学校及び美原北小学校につきましては、大雨・洪水警報が発令された場合も学校開放は中止します。

（参考）防災情報

#### 〈おおさか防災ネット〉

- ① 気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html>」

右記 QR コードを読み込んでアクセスすることも可能です。



- ② メール配信サービスが利用できます。  
（登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。）  
「[touroku@osaka-bousai.net](mailto:touroku@osaka-bousai.net)」に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。

右記 QR コードを読み込んでメールを送信することも可能です。



### 4 選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

### 5 感染症の流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合

- (1) 学校閉鎖の場合

学校開放を中止します。

- (2) 学級閉鎖等の場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、

閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

#### 6 暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった場合

暑さ指数（WBGT）が31℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ指数の確認は、WBGT 測定器（暑さ指数計）や、熱中症予防情報サイト堺（大阪）を活用して行ってください。

（参考）熱中症予防情報

##### <熱中症予防情報サイト>

リアルタイムで、暑さ指数（WBGT）の情報（実況、予測）や熱中症警戒アラート（現在の発表状況）を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>」

右記 QR コードを読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

※同サイト内には、熱中症予防に役立つ配布資料や動画コンテンツ等の普及啓発資料があります。熱中症に関する理解促進にお役立てください。

#### 7 光化学スモッグ等が発令された場合

学校開放実施日は、学校が休みであることから、光化学スモッグやPM2.5についての情報を知ることができません。光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムをご紹介しますので、是非ご活用いただくようお願いします。

発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとってくださいますようお願いいたします。

（参考）光化学スモッグ情報

##### <大阪府提供のホームページ>

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>」

右記 QR コードを読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申し込みができますので、ご活用ください。

## 8 学校開放の管理運営等における保険について

学校開放の管理指導員の従事に関して事故が発生したときのために、管理指導員の方を対象として、教育委員会が加入している保険制度があります。

### (1) 対象者

管理指導員（管理指導員推薦書に記載の方）が対象になります。

利用団体の方はこの保険の対象になりません。自主的な保険加入を呼びかけてください。（参考18頁「5 利用団体の保険加入」）

### (2) 補償内容（※令和8年度補償内容）

NEW

#### ① 賠償（管理指導員の方が法律上の損害賠償責任を負担した場合）

対人・対物

ア 1事故につき 3,000万円（限度額）

#### ② 傷害（対象者本人が管理指導員として従事中に死亡または負傷したときの傷害保険）

ア 死亡 1,000万円（限度額）

イ 入院1日につき 5,000円（180日程度）

ウ 通院1日につき 5,000円（90日程度）

※負傷の程度により保険契約で定める日数（イ、ウとも）

エ 障害が残ったとき障害の程度に応じ保険契約で定める額

### (3) 事故が起きたとき

事故が発生したときは、速やかに教育委員会（地域教育振興課）に報告し、手続きについての説明を受けてください。提出書類をお渡しします。

なお、事故発生後30日以内に報告がない場合は、この保険の対象になりませんのでご注意ください。

### (4) その他

① この保険の掛け金は、教育委員会が一括して負担します。

② この保険の対象になる「従事中の事故」には、本人が自宅等から学校等の従事場所まで往復するときの事故も含まれます。（寄り道中の事故は対象となりません。）

## 小学校施設開放事業 緊急連絡先一覧（記入用紙）

各運営委員会で作成し、事故等の内容・程度に応じて活用してください。

堺市立_____小学校施設開放運営委員会	
<b>【緊急機関】</b>	
警察 110番	_____ 警察署 (TEL _____)
消防 119番	_____ 消防署 (TEL _____)
<b>【医療機関】</b>	
総合病院	_____ (TEL _____)
内科	_____ (TEL _____)
外科	_____ (TEL _____)
小児科	_____ (TEL _____)
眼科	_____ (TEL _____)
歯科	_____ (TEL _____)
<b>【教育委員会】</b>	
	_____ 地域教育振興課 (TEL 228 - 7920)
	_____ (TEL _____)
	_____ (TEL _____)
<b>【学校】</b>	
	_____ 小学校 (TEL _____)
	_____ (TEL _____)
<b>【その他】 ※タクシーなど</b>	
	_____ (TEL _____)

資料1

「小学校施設開放事業利用状況」

< 体育施設利用実績 >

年度	運動場	体育館	年間利用人数（こども）
R2	6,951 件	5,706 件	218,364 人
R3	6,006 件	4,953 件	181,700 人
R4	10,876 件	9,171 件	339,988 人
R5	9,716 件	8,200 件	323,158 人
R6	10,040 件	7,419 件	316,024 人

※令和2年度は4/1～6/26、12/29～1/5、1/13～2/28の期間中は、利用中止

令和8年度 小学校施設開放事業

# 管理指導員 の皆様へ



堺市教育委員会

# I 学校施設開放事業（「学校開放」）

## 1 学校開放の趣旨

学校開放は、堺市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

小学校施設開放事業は、次の目的を掲げて実施しています。

- (1) 小学校児童を始めとするこどもの健全育成
- (2) 地域住民の自主的・自発的な学習の支援と地域コミュニティの活性化
- (3) その他、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進

## 2 学校開放の概要

### (1) 学校開放を利用できる方



スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その過半数を開放学校の校区住民で構成された、成人（18歳以上）の方を代表者とする10人以上の団体。

ただし、次のような場合は利用できません。

- ① 営利活動を目的とする場合
- ② 政治的または宗教的な活動を目的とする場合
- ③ 暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合



令和8年度より、夜間照明が設置されている中学校区（下記27校）の小学校に登録している団体に限り1団体1学校の登録ルールの一部を緩和します。

- ① 利用登録にあたっては従来どおり、「10人以上の団体」で、「その構成員の過半数が拠点とする開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの」とします。
- ② 2校の登録を行う団体は、「拠点登録校」と「サブ登録校」の設定を行っていただきます。
- ③ 2校への登録ができる団体は、現在小学校に登録している団体で、夜間照明が設置されている中学校（登録している小学校が属する中学校区にあるもの）に限り、サブ登録しようとする団体です。
- ④ 従来通り1校のみの登録も可能とします。

堺市立浅香山中学校	堺市立殿馬場中学校	堺市立三国丘中学校
堺市立大浜中学校	堺市立旭中学校	堺市立泉ヶ丘東中学校
堺市立東百舌鳥中学校	堺市立八田荘中学校	堺市立深井中学校
堺市立平井中学校	堺市立深井中央学校	堺市立日置荘中学校
堺市立野田中学校	堺市立南八下中学校	堺市立福泉中学校
堺市立鳳中学校	堺市立津久野中学校	堺市立福泉南中学校
堺市立宮山台中学校	堺市立美木多中学校	堺市立八下中学校
堺市立陵南中学校	堺市立長尾中学校	堺市立金岡南中学校
堺市立五箇荘中学校	堺市立大泉中学校	堺市立美原中学校

(2) 開放施設

運動場、体育館と会議室等の校舎内施設（注）

（注）会議室（ふれあいルームを除く。）等の校舎内施設開放については、校舎内セキュリティ確保の関係上、現在中止としています  
なお、ふれあいルームについては利用可能です。

(3) 開放日時（利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。）

NEW

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び「学校閉庁日」を除く、以下の日時です。

《小学校施設開放》

施設	日 時	
運動場・体育館	土・日・休日及び 春・夏・冬休み等	午前9時～午後4時
会議室等の 校舎内施設	土・日・休日	午前9時～午後4時

《中学校施設開放 夜間運動場》

施設	日 時	
夜間運動場	土・日・休日	午後6時～午後8時30分
	月～金（休日を除く）	午後6時30分～午後9時

①学校の教育活動に支障がある時は、その学校の学校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。

②「学校閉庁日」とは、夏季休業期間中の平日5日間程度、冬季休業期間中の平日2日間程度、学校の学務を休止する日のことをいいます。

令和8年度は以下の通りです。

夏季：令和8年8月10日（月）～17日（月）

冬季：令和8年12月28日（月）、令和9年1月4日（月）

※冬季学校閉庁日においては、学校園が実施の有無や日数（設定日に限る）について判断するため、詳しくは学校にお問い合わせ下さい。

③利用時間については、時間厳守でお願いします。

## Ⅱ 管理指導員

### 1 概要

小学校の体育施設（運動場・体育館）の開放時に、こどもを始めとする利用者の安全と施設の適切な管理のために管理指導員を配置しています。

管理指導員は、20歳以上で校区に在住または在勤されているか、利用団体の代表者・指導者等のうち管理指導員として適当であると認められる者で、令和7年度の学校施設開放運営委員会の委員長と学校長から推薦を受けた方（管理指導員推薦書に記載のある方）に従事を依頼します。

安全かつ円滑な学校開放のために、運営委員会と管理指導員は、利用団体（利用者）に対してルールやマナーを守って開放を利用するように、適時指導をお願いします。

役職	職務内容	謝礼金
管理指導員 	(1) 運動場等の整備並びに体育館の消灯及び施錠の確認に関すること。 (2) 利用団体及び利用者に対して、体育館等の清掃、整備、後始末、利用マナーの向上、安全管理等について指導し、その徹底を図るとともに事故の防止に努めること。 (3) 事故が発生した場合に適切な措置を行うとともに、必要に応じて運営委員会、教育委員会（地域教育振興課）に報告すること。 (4) 管理指導日誌を作成すること。	○こどもの団体の学校開放（体育施設に限る。）の利用にあたり、従事いただいた場合は、謝礼金の対象となります。 ○こどもの団体であっても、大人のみ利用となった場合（こどもの利用が0名）は、支払いの対象となりません。 <b>○中学校夜間運動場開放での従事は支払いの対象となりません。</b>
利用団体の代表者や指導者（監督、コーチ）	(1) 利用団体内部での代表や指導。 ※運営委員や管理指導員を兼ねている場合もありますが、管理指導員とは異なります。	【謝礼金】 <u>個人所得となります。</u>

NEW

※管理指導員従事の際は、安全を見守るという職務上、必ず腕章の着用をお願いします。

なお、次年度は管理指導員として従事しない場合、今年度の従事が終わりましたら手持ちの腕章は運営委員会に返却してください。

## 2 管理指導員謝礼金

体育施設（運動場・体育館）の開放に従事された管理指導員にお支払いします。個人所得となりますので、源泉徴収した上で各管理指導員の口座に振り込みます。振込は、前期分（4月～9月分）と後期分（10月～3月分）の2回に分けて行います。

- (1) 謝礼金は振込で支払いしますので、以下の方は通帳のコピー（口座番号、口座名義人（カタカナ）が記載されているページ）のご提出をお願いします。

1. 新たに管理指導員になる方
2. 振込先口座を変更されたい方

※休眠口座ではないかなどを確認し、確実に振込みできる口座をご提出ください。

- (2) 源泉徴収事務のために、以下に該当する方からマイナンバーを収集します。別途、**対象者には地域教育振興課より通知しますので、ご協力お願いいたします。**

NEW

- 令和8年度から、初めて管理指導員謝礼金の支給対象となられる方
- 令和元年中にマイナンバーを提供され、以降一度もマイナンバーを提供されたことのない管理指導員謝礼金の支給対象者
- 令和7年度以前から管理指導員謝礼金の支給対象者となっているがマイナンバーを提供されたことのない継続の管理指導員謝礼金の支給対象者

- (3) 1校あたり、前期分と後期分を合わせて年間120回を限度。1回の単価は1,200円です。小学校で体育施設の開放を行う場合は、必ず管理指導員が必要となりますので、ご協力をお願いします。

- (4) おおむね3時間（2時間30分以上）を1回とします。（2時間30分未満の従事については、謝礼金は発生しません。）

- (5) 複数の管理指導員が同じ時間帯に従事しても謝礼金の対象になるのは1人だけです。つまり、1校あたり、1日につき「午前」・「午後」の2回が最大支払回数となります。

- (6) 「管理指導日誌」は開放実施の報告書ですので、謝礼金の対象にならないものも含めすべて提出してください。

- (7) 謝礼金はこどもの団体が利用するときに支払い対象となります。なお、大人のみの利用となった場合（こどもの利用が0名）は支払いの対象となりません。

NEW

- (8) **中学校運動場夜間開放については、謝礼金の対象となりません。**

- (9) 会議室等の校舎内施設の開放は、謝礼金の対象にはなりませんが、可能な範囲で「管理指導日誌」に記載してください。（現在ふれあいルームのみ利用可能。）

管理指導員として従事し、謝礼金を受け取る場合、当該人の勤務先によっては兼業・兼職の許可申請を行っていただく必要があります。管理指導員を承諾される際は、勤務先に許可の要否を確認し、必要であれば許可を受けるようにしてください。（堺市職員の場合は、後日、教育委員会（地域教育振興課）から兼業・兼職の許可手続きについてご案内しますので、「管理指導員従事誓約書兼従事謝礼金口座振替依頼書」に所属名を記入してください。

### Ⅲ 利用上の遵守事項

学校はこどもの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で地域の皆様に利用いただいております。利用者は、次の「利用上の注意」を守るとともに、運営委員会と管理指導員の指導に従い、ルールやマナーを守っていただきます。

#### 利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

- ① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしていないこと。
- ② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を使用しないこと。
- ③ 他の者に利用させないこと。
- ④ 原則として、学校の敷地内において火気を使用しないこと。
- ⑤ 学校の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しないこと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のためのご配慮をお願いします。）
- ⑥ 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
- ⑦ 許可を受けた施設（それに付随して使用することが必要な施設を含む。）以外に立ち入らないこと。
- ⑧ 学校への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
- ⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
- ⑩ 利用時間を厳守すること。
- ⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
- ⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を行う者を利用責任者として定めること。
- ⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。
- ⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置をとり、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、必要に応じて教育委員会（地域教育振興課）、学校長等に報告すること。
- ⑮ 利用の都度、「利用団体月報」を作成又は電子申請システムに入力し、教育長が指定する日までに教育委員会（地域教育振興課）に利用報告を行うこと。
- ⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又は学校長からの指示事項について遵守すること。

※例年、近隣住民の方々から早朝の話し声や掛け声、運動場の砂埃が舞い上がる等の苦情が多く寄せられています。注意事項の遵守を、利用団体に指導していただくようお願いします。

## IV 安全管理

### 1 予防対策

- (1) 気象情報、光化学スモッグ情報や暑さ指数（WBGT）を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。
- (2) こどもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。
- (3) 校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。

※31頁 6 堺市安全安心メール参照。

- (4) 防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。
- (5) 活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。
- (6) 事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。（内服薬は原則として使用しない。）
- (7) 活動に参加するこどもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、こどもの安全を確保した上で、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。
- (8) 活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るようこどもに指導する。
- (9) 施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜指導する。
- (10) 指導者等活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。
- (11) 事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。
- (12) 事故等の発生に備え、教育委員会、学校長、医療機関、消防、警察等関係機関の連絡先を把握する。

### 2 登録団体関係者の安全講習受講・確認の勧奨

NEW

- ・学校開放事業の利用時に、けがをする方や急病に見舞われる方が毎年一定人数発生しています。みなさんに安全・安心の環境下で利用いただけるよう、団体から少なくとも1名の方に以下の研修を受講および確認していただくことを勧奨することで、応急手当の方法やAEDの設置場所などを熟知した方の利用団体内への配備を促進します。

【事故予防の観点】

- 熱中症警戒アラート、
- 利用前チェックリストの確認

### 【不測の事態が発生した際の観点】

- 堺市消防局 HP「応急手当普及啓発シリーズ」受講
- 活動場所周辺に設置されている、まちかど AED の確認
- 堺市役所への連絡手順の確認



- 安全講習受講に関しては、以下 URL 又は上記 QR コードよりご確認ください

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/suishin/1.html>

- さらなる安全・安心に向けて、堺市消防局が実施する救命入門コースの受講を奨励します。なお、コース内容や申し込み方法の詳細については、堺市消防局の HP をご確認ください。

## 3 事故発生時の対処

- (1) 事故等の発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時にけがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断し、必要であればすぐに 119 番通報し救急車を要請する。負傷者を搬送するとともに他のこどもへの対応に配慮し、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握して保護者に連絡する。
- (2) 施設や用具等により事故等が発生した場合は、直ちに使用を停止し、立ち入りを禁止する。
- (3) 火災発生時は、初期消火活動を行う者、こどもの避難誘導に当たる者等の役割を定めて行動する。
- (4) 火災その他の災害発生時には、漏電やガス漏れなどに注意し、二次災害の防止に努める。また、指導者等の大人は自らの安全確保にも配慮する。
- (5) 不審者及び不審物を発見したときは、近寄らずにこどもを安全な場所に誘導し、警察に通報する。
- (6) 医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、保護者に必ず連絡し、帰宅後の経過観察を依頼する。
- (7) 「緊急連絡先一覧」の表を活用し、事故等の内容・程度に応じて関係機関に連絡する。
- (8) 発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容、連絡等について時間経過を追って記録する。
- (9) 事故等の原因を突き止め、再発防止対策を実施する。

## 4 事故報告について

NEW

- 従来、不測の事態が発生した際のために、手引きにおいて緊急連絡先の作成をお願いし、また事故発生時の対処方法も周知していましたが、次のとおり連絡が必要な場合と報告項目を設定しました。別紙報告項目を確認し、ご対応をお願いします。

(1) 報告が必要となる場合

- ・学校施設の管理瑕疵による事故
- ・生命にかかわる重大な事故及び後遺症が残るような重大な事故
- ・警察、消防に出動要請した事故
- ・救急車を要請した事故（競技中の利用者同士による事故を除く）
- ・利用者の生命・財産を侵害したような事故

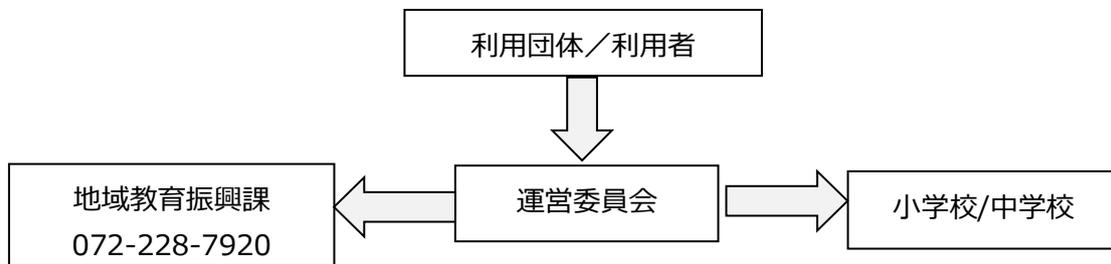
(2) 報告項目 別紙様式に沿って、ご報告下さい。



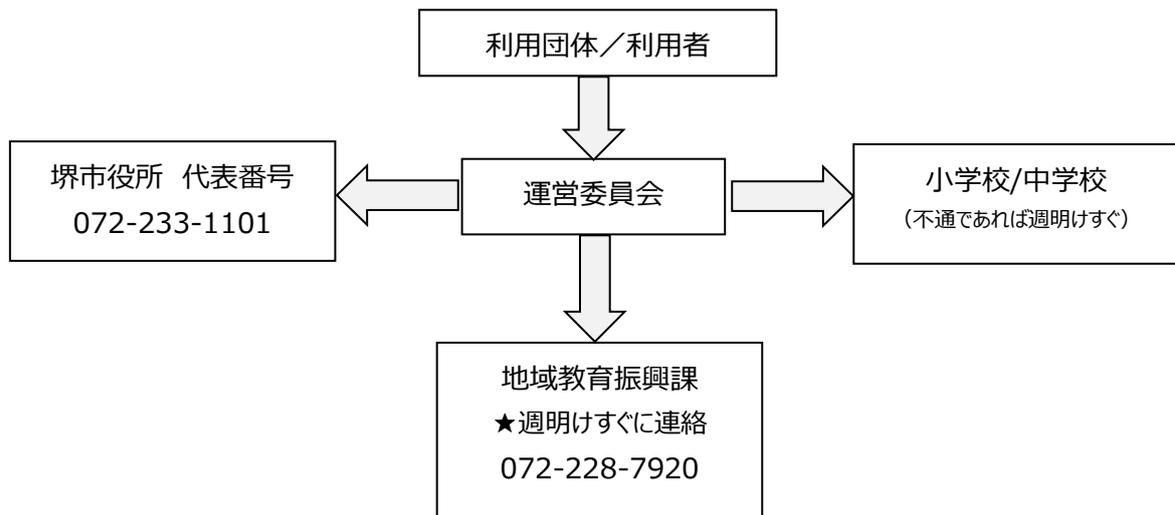
## 不測の事態が発生した際のフロー図

### 事故報告・緊急連絡先について

#### 平日 9:00~17:30 の場合



#### 土日祝・平日夜間の場合





別紙 報告様式

令和 年 月 日

堺市教育長 様

事故報告書

学校施設開放の利用に際して、事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

発生日時	令和 年 月 日 ( )			時 分頃 発生
発生場所				
対象者氏名・ 住所・連絡先		年齢・性別		
所属 (利用団体名)				
事故種別 (○印を付ける)	物損 ・ 人身 ・ その他 ( )			
事故の状況 ※簡潔に、 時系列で書いてください				
対応の内容				
再発防止策				
その他 特記事項 (家族・病院の連絡 先、保険適用の有 無等)	救急搬送先の病院名：  利用団体名：			

## 5 利用団体の保険加入

事故等が起きてしまったときのために、利用団体にスポーツ安全保険などの保険に加入するよう呼びかけてください。万が一、学校施設を破損した場合に備えて、賠償責任保険付きの保険に加入するよう勧めてください。

### <参考>

公益財団法人 スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。  
「<http://www.sportsanzen.org/>」

## 6 堺市安全安心メール

### (1) 登録方法等

- ① インターネット及び E メールが可能なパソコンやスマートフォン等から登録してください。
- ② 配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。

### (2) お知らせする情報の内容

- ① 不審者情報等のこどもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。

### (3) 注意事項

- ① お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。
- ② このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。
- ③ 登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。
- ④ パソコンやスマートフォン等がメール受信を拒否する設定になっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能な設定に切り替えてください。
- ⑤ このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールアドレス等の情報は、こどもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。

### ● 登録方法

- ① 「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。  
(文章を入力する必要はありません。<空メール>)  
右記 QR コードを読み込んでメールを送信することも可能です。
- ② 登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますので、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
- ③ 注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
- ④ 区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
- ⑤ 登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。



#### (4) 問合せ先

- ① システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話 072-270-8120）にお問い合わせください。

## V その他

### 1 施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第10条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、運営委員会へ報告してください。

### 2 特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するよう利用団体に周知してください。

また平成25年8月30日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

小学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は下記の暴風警報に準じた対応といたします。

#### <開放中止の基準>

- (1) 午前7時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前9時から中止します。
- (2) 午前9時現在で暴風警報が解除されていれば、午後1時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
- (3) 学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

### 3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、この様な場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

- (1) 暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施します。安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。

- (2) 美原区にある平尾小学校及び美原北小学校につきましては、大雨・洪水警報が発令された場合も学校開放は中止します。

(参考) 防災情報

〈おおさか防災ネット〉

- ① 気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html>」

右記 QR コードを読み込んでアクセスすることも可能です。



- ② メール配信サービスが利用できます。

(登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。)

「[touroku@osaka-bousai.net](mailto:touroku@osaka-bousai.net)」に空メール(本文、件名に何も書かれていないメール)を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。

右記 QR コードを読み込んでメールを送信することも可能です。



4 選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

5 感染症の流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合

- (1) 学校閉鎖の場合

学校開放を中止します。

- (2) 学級閉鎖等の場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

6 暑さ指数(WBGT)が31℃以上になった場合

暑さ指数(WBGT)が31℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ指数の確認は、WBGT測定器(暑さ指数計)や、熱中症予防情報サイト堺(大阪)を活用して行ってください。

(参考) 熱中症予防情報

<熱中症予防情報サイト>

リアルタイムで、暑さ指数(WBGT)の情報(実況、予測)や熱中症警戒アラート(現在の発表状況)を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス  
「<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>」  
以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。  
※同サイト内には、熱中症予防に役立つ配布資料や動画コンテンツ等の普及啓発資料があります。熱中症に関する理解促進にお役立てください。

7 光化学スモッグ等が発令された場合

学校開放実施日は、学校が休みであることから、光化学スモッグやPM2.5についての情報を知ることができません。光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムをご紹介しますので、是非ご活用いただくようお願いします。

発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとってくださいますようお願いいたします。

(参考) 光化学スモッグ情報

<大阪府提供のホームページ>

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス  
「<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>」  
以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申し込みができますので、ご活用ください。

## 8 学校開放の管理運営等において事故が発生した場合

学校開放の管理指導員の従事に関して事故が発生したときのために、管理指導員の方を対象として、教育委員会が加入している保険制度があります。

### (1) 対象者

管理指導員（管理指導員推薦書に記載の方）が対象になります。

利用団体の方はこの保険の対象になりません。自主的な保険加入を呼びかけてください。（参考31頁「3 利用団体の保険加入」）

### (2) 補償内容（※令和8年度補償内容）

#### ① 賠償（管理指導員の方が法律上の損害賠償責任を負担した場合）

NEW

#### 対人・対物

ア 1 事故につき 3,000 万円（限度額）

#### ② 傷害（対象者本人が管理指導員として従事中に死亡または負傷したときの傷害保険）

ア 死亡 1,000 万円（限度額）

イ 入院 1 日につき 5,000 円（180 日程度）

ウ 通院 1 日につき 5,000 円（90 日程度）

※負傷の程度により保険契約で定める日数（イ、ウとも）

エ 障害が残ったとき障害の程度に応じ保険契約で定める額

### (3) 事故が起きたとき

事故が発生したときは、速やかに教育委員会（地域教育振興課）に報告し、手続きについての説明を受けてください。提出書類をお渡しします。

なお、事故発生後 30 日以内に報告がない場合は、この保険の対象になりませんのでご注意ください。

### (4) その他

① この保険の掛け金は、教育委員会が一括して負担します。

② この保険の対象になる「従事中の事故」には、本人が自宅等から学校等の従事場所まで往復するときの事故も含まれます。（寄り道中の事故は対象となりません。）

## VI 学校開放に関する問合せ、連絡先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課（堺市役所高層館 11 階）

■電話：072-228-7920(直通)

■FAX：072-228-7009

■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp

記入例

様式 6	
<b>令和 8 年度管理指導員 従事誓約書 兼 従事謝礼金口座振替依頼書</b>	
[管理指導員従事誓約書] 管理指導員登録書は、管理指導員推薦書に記載された全員の提出が必要です。※謝礼金を辞退される方も必要です。	
[管理指導員従事謝礼金口座振替依頼書]	
堺市長様 堺市立小学校施設開放事業に履行することを誓約し	
※書面でご提出ください。	
フリガナ	サカイ ジロウ
氏名 (自署)	堺 次郎 西暦 1960 年 3 月 6 日生
従事する校区名	〇〇校区
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇区〇〇町1-3-5
TEL	〇〇〇-〇〇〇〇
携帯番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
謝礼金	管理指導員謝礼金について、 <input checked="" type="checkbox"/> 1 裏面記載事項を了承の上、希望します <input type="checkbox"/> 2 辞退します
備考	※堺市役所職員(休職期間中)の場合、所属部(所属部)を記入してください。 裏面記載事項を必ず読んでいただき、どちらかに✓をつけてください。希望の方は、下部の口座振替依頼書を必ず記入してください。辞退する場合は、下部の口座振替依頼書の記入は不要です。
[管理指導員従事謝礼金口座振替依頼書]	
堺市長様	
統廃合により金融機関名、支店名等が変更になっている場合は、必ず変更後のものを記入してください。新規管理指導員、口座内容の変更が生じた方は通帳のコピーの提出が必要です。	
口座内容が少しでも違っていると振込みができませんので、よく確認して記入ください。	
口座番号が123456の場合 ⇒0123456の7桁で記入。	
預金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座 <input type="checkbox"/> 3 貯蓄
口座番号 (右詰で)	7    6    5    4    3    2    1 ▼▼▼
(フリガナ)	サカイ ジロウ
口座名義	堺 次郎
※通帳をよく確認のうえ、正しい名義を記入してください。	
(注意)	
1. 氏名 (自署) について、記名 (印字等) の場合は、別紙 (通知文) の「管理指導員の個人番号 (マイナンバー) 収集に係る協力依頼について」をご参照ください。	
2. 依頼者と口座名義は同一人であること。	
3. ゆうちょ銀行も指定できますが、その際は、振込先に確認のうえ記入してください。(例)「ゼロナナハチ支店 54321」	
4. 口座名義のフリガナが一文字違っていても振り込み不可です。通帳をよくご覧のうえ、正しい情報を記入してください。また、上記の名義 (フリガナ) で正しく振り込みが可能かを確認してください。	
5. 謝礼金は個人所得となり課税されます。	
6. 源泉徴収事務のため、新規の方はマイナンバーの提供も併せてお願いいたします。	
7. 新規の方や昨年度と異なる口座に振り込みを希望される方は、通帳のコピーなど口座確認できるものを併せてご提出ください。	
8. 記載事項に変更が生じたときは、新たに依頼書を提出してください。	

# 管理指導日誌

学校名や日付など基本情報を入力してください。

堺市立 ○○ 小学校

令和 8 年 5 月 4 日 ( 日 曜日 ) 天候 ( 晴れ )

管理指導員名		従事時間	備考
午前	□□ □□□	9 時 0 分 ~ 12 時 30 分	
午後	△△ △△	14 時 30 分 ~ 16 時 0 分	

利用施設	利用種目	従事時間	利用団体	利用人数		
				大人	子ども	合計
<input checked="" type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )	サッカー	9 時 0 分 ~ 12 時 30 分	○○FC	5 人	35 人	40 人
<input type="checkbox"/> 運動場 <input checked="" type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )	ポートボール	14 時 30 分 ~ 16 時 0 分	××フア	3 人	15 人	18 人
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				
<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )		時 分 ~ 時 分				

※Excel又はPDFでご提出ください。

利用した施設に✓をつけてください。

利用施設毎に、種目、利用時間、利用団体名、利用人数を入力してください。

管理指導員名及び9時~16時の間の従事時間を入力してください。  
※正午を含む場合は、従事時間が長い時間帯に入力してください。(10時~14時のように同時間の場合は、任意の時間帯に入力してください。)  
※暑さ指数31度を超えてしまい、2時間半以内で活動を中止した場合は、その旨を備考欄にご記入ください。

確認状況	時間帯	午前	午後	不良時の措置等(具体的に)	
	確認状況	運動場の整備	良	良・不良	
体育館の状況		良・不良	良	使用した利用施設と時間帯における確認状況について、良又は不良を選択してください。不良時は措置等を入力してください。	
会議室等 ( ) の状況		良・不良	良・不良		
会議室等 ( ) の状況		良・不良	良・不良		
会議室等 ( ) の状況		良・不良	良・不良		
会議室等 ( ) の状況		良・不良	良・不良		
確認状況	用具の後片付け	良	良		
	清掃	ごみ処理	良	良	該当するものを選択してください。※管理点検等については該当するものに✓をつけてください。
		トイレ	良	良	
その他特記事項	管理点検等	<input checked="" type="checkbox"/> 電源 <input checked="" type="checkbox"/> 戸締り	<input checked="" type="checkbox"/> 電源 <input checked="" type="checkbox"/> 戸締り		
		午前			
		午後			

令和8年度 小学校施設開放事業

# 利用団体の皆様へ



堺市教育委員会

# I 学校施設開放事業（「学校開放」）

## 1 学校開放の趣旨

学校開放は、堺市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

小学校施設開放事業は、次の目的を掲げて実施しています。

- (1) 小学校児童を始めとするこどもの健全育成
- (2) 地域住民の自主的・自発的な学習の支援と地域コミュニティの活性化
- (3) その他、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進

## 2 学校開放の概要

### (1) 学校開放を利用できる方

スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その過半数を開放学校の校区住民で構成された、成人（18歳以上）の方を代表者とする10人以上の団体。

ただし、次のような場合は利用できません。

- ① 営利活動を目的とする場合
- ② 政治的または宗教的な活動を目的とする場合
- ③ 暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合

NEW

NEW

令和8年度より、夜間照明が設置されている中学校区（下記27校）の小学校に登録している団体に限り1団体1学校の登録ルールの一部を緩和します。

- ①利用登録にあたっては従来どおり、「10人以上の団体」で、「その構成員の過半数が拠点とする開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの」とします。
- ②2校の登録を行う団体は、「拠点登録校」と「サブ登録校」の設定を行っていただきます。
- ③2校への登録ができる団体は、現在小学校に登録している団体で、夜間照明が設置されている中学校（登録している小学校が属する中学校区にあるものに限ります。）をサブ登録しようとする団体です。
- ④従来通り1校のみの登録も可能とします。

堺市立浅香山中学校	堺市立殿馬場中学校	堺市立三国丘中学校
堺市立大浜中学校	堺市立旭中学校	堺市立泉ヶ丘東中学校
堺市立東百舌鳥中学校	堺市立八田荘中学校	堺市立深井中学校
堺市立平井中学校	堺市立深井中央学校	堺市立日置荘中学校
堺市立野田中学校	堺市立南八下中学校	堺市立福泉中学校
堺市立鳳中学校	堺市立津久野中学校	堺市立福泉南中学校
堺市立宮山台中学校	堺市立美木多中学校	堺市立八下中学校
堺市立陵南中学校	堺市立長尾中学校	堺市立金岡南中学校
堺市立五箇荘中学校	堺市立大泉中学校	堺市立美原中学校

(2) 開放施設

運動場、体育館と会議室等の校舎内施設（注）

（注）会議室（ふれあいルームを除く。）等の校舎内施設開放については、校舎内セキュリティ確保の関係上、現在中止としています。  
なお、ふれあいルームについては利用可能です。

(3) 開放日時（利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。）

NEW

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び「学校閉庁日」を除く、以下の日時です。

《小学校施設開放》

施設	日 時	
運動場・体育館	土・日・休日及び 春・夏・冬休み等	午前9時～午後4時
会議室等の 校舎内施設	土・日・休日	午前9時～午後4時

《中学校施設開放 夜間運動場》

施設	日 時	
夜間運動場	土・日・休日	午後6時～午後8時30分
	月～金（休日を除く）	午後6時30分～午後9時

①学校の教育活動に支障がある時は、その学校の学校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。

②「学校閉庁日」とは、夏季休業期間中の平日5日間程度、冬季休業期間中の平日2日間程度、学校の学務を休止する日のことをいいます。

令和8年度は以下の通りです。

夏季：令和8年8月10日（月）～17日（月）

冬季：令和8年12月28日（月）、令和9年1月4日（月）

※冬季学校閉庁日においては、学校園が実施の有無や日数（設定日に限る）について判断するため、詳しくは学校にお問い合わせ下さい。

③利用時間については、時間厳守でお願いします。

(4) 利用できる種目等

学校開放は、既存の学校施設を有効活用するために、地域の皆様に開放するものです。

利用できる種目や施設の使い方などは学校施設の状況や周辺の環境により異なります。安全かつ円滑に学校開放を行うため、既存施設で可能な種目・利用方法は学校施設開放運営委員会と学校の調整により決まります。

## (5) 利用の手続き

学校開放を利用しようとする団体は、次の手続きが必要です。

### 《小学校での利用団体登録の流れ》

- ① その学校の運営委員会を經由して教育委員会（地域教育振興課）に「小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出してください。
- ② 前ページの「学校開放を利用できる方」の要件を満たしていれば、教育委員会から運営委員会を經由して「小学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」が交付されます。  
※ 「小学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」が運営委員会の手元にまだ届いていない場合であっても、運営委員会を經由して地域教育振興課あてに「小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出し、受付が完了した利用団体は、本事業の利用が可能です。
- ③ 登録後は、必ず運営委員会による利用日等の調整を受けてから学校開放を利用してください。  
※ 登録の有効期間は利用団体登録の承認及び学校施設の使用許可を受けた年度内（4月1日から3月31日まで）に限ります。

### 《夜間照明が設置されている中学校夜間運動場の利用（サブ登録）の流れ》

NEW

- ① その学校の運営委員会を經由して教育委員会（地域教育振興課）に「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出してください。
- ② 前ページの「学校開放を利用できる方」の要件を満たしていれば、教育委員会から運営委員会を經由して「中学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」が交付されます。  
※ 「中学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」が運営委員会の手元にまだ届いていない場合であっても、運営委員会を經由して地域教育振興課あてに「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出し、受付が完了した利用団体は、本事業の利用が可能です。
- ③ 登録後は、必ず運営委員会による利用日等の調整を受けてから学校開放を利用してください。  
※ 登録の有効期間は利用団体登録の承認及び学校施設の使用許可を受けた年度内（4月1日から3月31日まで）に限ります。  
※ 中学校の運営委員会問い合わせ先が分からない場合は、堺市教育委員会地域教育振興課までお問い合わせください。

NEW

※中学校夜間運動場の利用できる回数は学校によって違いがあり、ある学校の「拠点登録校」設定団体の利用回数よりも、別の学校の「サブ登録校」設定団体の利用回数のほうが多くなることもありえます。

※登録を希望する学校で年間何回程度の回数の利用が見込まれるかを学校施設開放運営委員会と調整いただき、ご納得のうえお支払い及び登録をしていただくようにお願いします。

#### (6) 受益者負担について

NEW

堺市教育委員会が実施する学校施設開放事業としては、令和 8 年度の三脚式 LED 照明の導入にあたり設定する「学校施設開放事業負担金」を除き、運動場、体育館、またそれらの昼間利用、夜間利用を問わず、利用料やその他料金について一切徴収していません。

なお「学校施設開放事業負担金」の具体的な金額や徴収方法等につきましては別途通知させていただきます。

#### (7) 利用後の報告

利用後は、利用報告が必要です。下記のいずれかの方法で利用報告をしてください。

##### ①堺市電子申請システム

堺市電子申請システム（右記二次元コード）より報告をしてください。

「<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/a38db7aa-d09c-4014-b011-029c169dc295/start>」



##### ②利用団体月報

月単位で作成し、運営委員会を經由して、教育委員会（地域教育振興課）へご提出ください。

#### (8) 学校施設開放運営委員会（「運営委員会」）

運営委員会は、学校開放の管理運営を教育委員会から委託された、校区ごとに置かれている組織です。学校開放を利用する団体の登録手続や利用日程の調整など、その校区の学校開放における中心的な役割を担っています。

これから学校開放を利用しようとする団体は、まず運営委員会にお問い合わせください。

#### (9) 管理指導員

小学校の体育施設開放時に、こどもを始めとする利用者の安全と施設の適切な管理のために管理指導員を配置しています。安全かつ円滑な学校開放のために、利用団体は運営委員会と管理指導員の指導に従い、ルールやマナーを守ってご利用ください。

※ 管理指導員の職務は、特定の利用団体の内部的な指導（例：ポートボールやサッカーの指導等）ではありませんので、ご注意ください。

(10) 利用責任者

利用団体内で利用上の注意（遵守事項）の指導及び監督を行う方で、利用の都度、利用団体が定めた方。

(11) 利用上の注意（遵守事項）

学校はこどもの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で地域の皆様に利用いただいております。利用者は、次の「利用上の注意（遵守事項）」を守るとともに、運営委員会と管理指導員の指導に従い、ルールやマナーを守っていただきます。

利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

- ① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしないこと。
- ② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を使用しないこと。
- ③ 他の者に利用させないこと。
- ④ 原則として、学校の敷地内において火気を使用しないこと。
- ⑤ 学校の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しないこと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のためのご配慮をお願いします。）
- ⑥ 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
- ⑦ 許可を受けた施設（それに付随して使用することが必要な施設を含む。）以外に立ち入らないこと。
- ⑧ 学校への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
- ⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
- ⑩ 利用時間を厳守すること。
- ⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
- ⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を行う者を利用責任者として定めること。
- ⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。
- ⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置をとり、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、必要に応じて教育委員会（地域教育振興課）、学校長等に報告すること。
- ⑮ 利用の都度、「利用団体月報」を作成又は電子申請システムに入力し、教育長が指定する日までに教育委員会（地域教育振興課）に利用報告を行うこと。
- ⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又は学校長からの指示事項について遵守すること。

※ 例年、近隣住民の方々から早朝の話し声や掛け声、運動場の砂埃が舞い上がる等の苦情が多く寄せられています。注意事項を遵守いただくようお願いします。

## IV 安全管理

ここでは学校開放における安全管理について、こどもの利用を想定して記載していますが、大人の利用の場合にも準用できるものです。

それぞれの地域の実情に応じ、この記載内容を参考に学校開放安全管理マニュアルを作成し、各利用団体に周知するなど活用してください。

### 1 予防対策

- (1) 気象情報、光化学スモッグ情報や暑さ指数（WBGT）を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。
  - (2) こどもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。
  - (3) 校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。
- ※53頁6 堺市安全安心メール参照。
- (4) 防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。
  - (5) 活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。
  - (6) 事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。（内服薬は原則として使用しない。）
  - (7) 活動に参加するこどもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、こどもの安全を確保した上で、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。
  - (8) 活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るようこどもに指導する。
  - (9) 施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜こどもに指導する。
  - (10) 指導者等の活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。
  - (11) 事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。
  - (12) 事故等の発生に備え、教育委員会、学校長、医療機関、消防、警察等関係機関の連絡先を把握する。

※「緊急連絡先一覧」を各運営委員会で作成してください。

### 2 登録団体関係者の安全講習受講・確認の勧奨

NEW

- ・学校開放事業の利用時に、けがをする方や急病に見舞われる方が毎年一定人数発生しています。みなさんに安全・安心の環境下で利用いただけるよう、団体から少なくとも1名の方に以下の研修を受講および確認していただくことを勧奨することで、応急手当の方法やAEDの設置場所などを熟知した方の利用団体内への配備を促進します。

- 【事故予防の観点】
- 熱中症警戒アラート
  - チェックリストの確認（下記参照）



- 【不測の事態が発生した際の観点】
- 堺市消防局 HP「応急手当普及啓発シリーズ」受講
  - 活動場所周辺に設置されている、まちかど AED の確認
  - 堺市役所への連絡手順の確認

- 安全講習受講に関しては、以下 URL 又は上記 QR コードよりご確認ください

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/suishin/1.html>

- さらなる安全・安心に向けて、堺市消防局が実施する救命入門コースの受講を奨励します。なお、コース内容や申し込み方法の詳細については、堺市消防局の HP をご確認ください。

参考

## 【利用前のチェックリスト ④】

活動開始前に、利用者同士で必ず確認しましょう☑

- 運動する方々の健康状態のチェックはしましたか？
- 運動するのに適した気候条件ですか？  
(WGBT31 度以下ですか？)
- 万が一のためにこの近くにある AED の場所は確認済みですか？
- 緊急連絡先の確認はできていますか

### 3 事故発生時の対処

- (1) 事故等の発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時にけがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断し、必要であればすぐに119番通報し救急車を要請する。負傷者を搬送するとともに他の子どもへの対応に配慮し、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握して保護者に連絡する。
- (2) 施設や用具等により事故等が発生した場合は、直ちに使用を停止し、立ち入りを禁止する。
- (3) 火災発生時は、初期消火活動を行う者、子どもの避難誘導に当たる者等の役割を定めて行動する。
- (4) 火災その他の災害発生時には、漏電やガス漏れなどに注意し、二次災害の防止に努める。また、指導者等の大人は自らの安全確保にも配慮する。
- (5) 不審者及び不審物を発見したときは、近寄らずに子どもを安全な場所に誘導し、警察に通報する。
- (6) 医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、保護者に必ず連絡し、帰宅後の経過観察を依頼する。
- (7) 「緊急連絡先一覧」の表を活用し、事故等の内容・程度に応じて関係機関に連絡する。
- (8) 発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容、連絡等について時間経過を追って記録する。
- (9) 事故等の原因を突き止め、再発防止対策を実施する。

### 4 事故報告について

NEW

- ・従来、不測の事態が発生した際のために、手引きにおいて緊急連絡先の作成をお願いし、また事故発生時の対処方法も周知していましたが、次のとおり連絡が必要な場合と報告項目を設定しました。別紙報告項目を確認し、ご対応をお願いします。

#### (1) 報告が必要となる場合

- ・学校施設の管理瑕疵による事故
- ・生命にかかわる重大な事故及び後遺症が残るような重大な事故
- ・警察、消防に出動要請した事故
- ・救急車を要請した事故（競技中の利用者同士による事故を除く）
- ・利用者の生命・財産を侵害したような事故

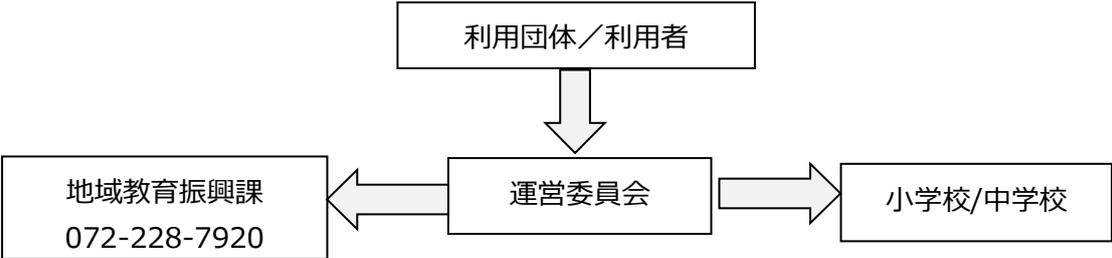
#### (2) 報告項目 別紙様式に沿って、ご報告下さい。



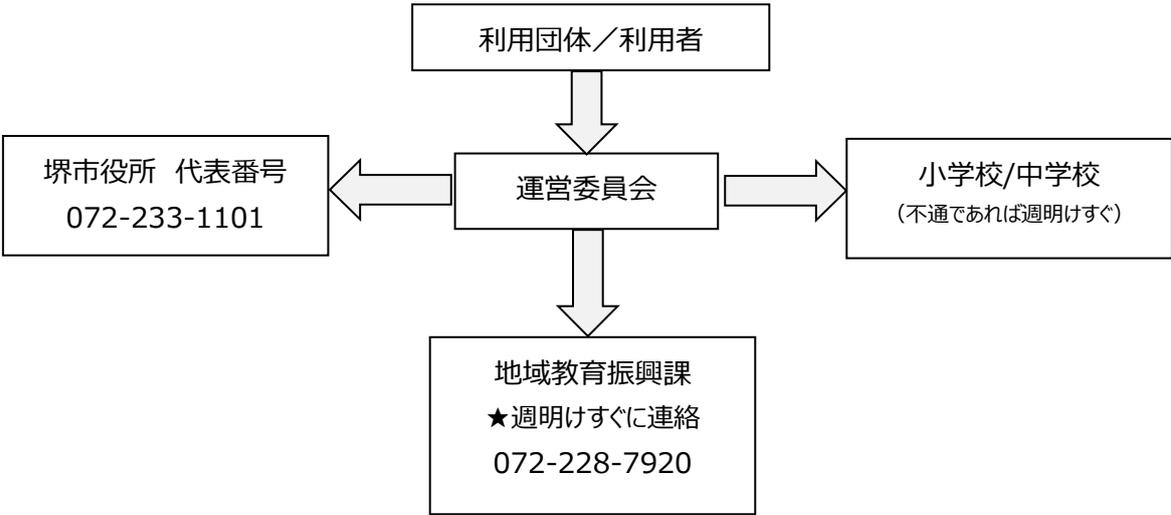
# 不測の事態が発生した際のフロー図

事故報告・緊急連絡先について

平日 9 : 00 ~ 17 : 30 の場合



土日祝・平日夜間の場合





別紙 報告様式

令和 年 月 日

堺市教育長 様

事故報告書

学校施設開放の利用に際して、事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

発生日時	令和 年 月 日 ( )			時 分頃 発生
発生場所				
対象者氏名・ 住所・連絡先			年齢・性別	
所属 (利用団体名)				
事故種別 (○印を付ける)	物損 ・ 人身 ・ その他 ( )			
事故の状況 ※簡潔に、 時系列で書いてください				
対応の内容				
再発防止策				
その他 特記事項 (家族・病院の連絡 先、保険適用の有 無等)	救急搬送先の病院名：  利用団体名：			

## 5 利用団体の保険加入

事故等が起こってしまったときのために、利用団体にスポーツ安全保険などの保険に加入するよう呼びかけてください。万が一、学校施設を破損した場合に備えて、賠償責任保険付きの保険に加入するよう勧めてください。

### <参考>

公益財団法人 スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。  
「<https://www.sportsanzen.org/>」

## 6 堺市安全安心メール

### (1) 登録方法等

- ① インターネット及び E メールが可能なパソコンやスマートフォン等から登録してください。
- ② 配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。

### (2) お知らせする情報の内容

- ① 不審者情報等のこどもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。

### (3) 注意事項

- ① お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。
- ② このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。
- ③ 登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。
- ④ パソコンやスマートフォン等がメール受信を拒否する設定になっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能な設定に切り替えてください。
- ⑤ このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールアドレス等の情報は、こどもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。

### (4) 問合せ先

- ① システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話 072-270-8120）にお問い合わせください。

### ●登録方法

- ① 「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。  
(文章を入力する必要はありません。<空メール>)  
右記のQRコードを読み込んでメールを送信することも可能です。
- ② 登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますので、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
- ③ 注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
- ④ 区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
- ⑤ 登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。



## V このような時は？

### 1 施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第10条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、運営委員会へ報告してください。運営委員会は、必ず教育委員会（地域教育振興課）へ報告してください。（51頁「緊急連絡先一覧」参照）

### 2 特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するよう利用団体に周知してください。

また平成25年8月30日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

小学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は下記の暴風警報に準じた対応といたします。

#### <開放中止の基準>

- (1) 午前7時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前9時から中止します。
- (2) 午前9時現在で暴風警報が解除されていれば、午後1時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
- (3) 学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

### 3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、この様な場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

- (1) 暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施します。安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。
- (2) 美原区にある平尾小学校及び美原北小学校につきましては、大雨・洪水警報が発令された場合も学校開放は中止します。

（参考）防災情報

#### 〈おおさか防災ネット〉

- ① 気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html>」

右記 QR コードを読み込んでアクセスすることも可能です。



- ② メール配信サービスが利用できます。

（登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。）

「[touroku@osaka-bousai.net](mailto:touroku@osaka-bousai.net)」に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。

右記 QR コードを読み込んでメールを送信することも可能です。



### 4 選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

### 5 感染症の流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合

- (1) 学校閉鎖の場合

学校開放を中止します。

- (2) 学級閉鎖等の場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、

閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

#### 6 暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった場合

暑さ指数（WBGT）が31℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ指数の確認は、WBGT 測定器（暑さ指数計）や、熱中症予防情報サイト堺（大阪）を活用して行ってください。

（参考）熱中症予防情報

#### <熱中症予防情報サイト>

リアルタイムで、暑さ指数（WBGT）の情報（実況、予測）や熱中症警戒アラート（現在の発表状況）を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>」

右記 QR コードを読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

※同サイト内には、熱中症予防に役立つ配布資料や動画コンテンツ等の普及啓発資料があります。熱中症に関する理解促進にお役立てください。

#### 7 光化学スモッグ等が発令された場合

学校開放実施日は、学校が休みであることから、光化学スモッグやPM2.5についての情報を知ることができません。光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムをご紹介しますので、是非ご活用いただくようお願いします。

発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとってくださいますようお願いいたします。

（参考）光化学スモッグ情報

#### <大阪府提供のホームページ>

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>」

右記 QR コードを読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申し込みができますので、ご活用ください。

記入例 小学校利用団体登録申請書 記入例

様式第1号の2(第7条関係)

堺市立 ●● 中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業  
利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書

年月日は入力しないでください。

年 月 日

※1団体につき1つのExcel  
でご提出ください。

令和8年度から新規で登録する団体は入力不要。  
令和7年度に登録している団体は、運営委員会経由で通知している団体番号を入力してください。  
※不明の場合は、空欄可。

登録及び学校施設の使用許可を申請します。

登録年度	R8	年度	利用開始希望日	2026	年
------	----	----	---------	------	---

団体名	堺△△バレー		会員数	12	人
			校区外	10	人
			合計	22	人

代表者	フリガナ	サカイ ハナコ		生	1980	1	生
	氏名	堺 花子					(歳)
	住所	〒 999 - 9999	堺市□区△△町3-3-3				現在
	電話番号	(自宅) 072 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (携帯) 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
	メールアドレス	△△△@■.com					

ご注意!  
①合計10人以上  
②校区内の方が校区外より多い  
上記①②を満たしていない場合は、申請が出来ません。

利用事業及び使用施設(目的) ※カッコ内には野球等の活動内容を記入。	<input checked="" type="checkbox"/> 施設開放事業	活動内容を入力すると、自動的に✓が入ります。
	<input type="checkbox"/> 体育館( )	
	<input checked="" type="checkbox"/> 運動場( バレーボール )	
	<input type="checkbox"/> 運動場夜間開放事業	
	運動場( )	

使用日時	学校施設開放事業使用予定表	小学校利用団体によるサブ登録の場合は競技名の後ろに(サブ登録)とご記入ください
------	---------------	---

1人当たりの会費等 (会費) (その他の費用)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 300 円	年額 ( ) 円	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ( )	月額 ( ) 円	年額 ( ) 円	<input checked="" type="checkbox"/> 無

確認事項	申請に当たっては、次の内容をご確認の上、( )を記入してください。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用に当たっては、堺市立学校( )を管理指導員又は校長の指示を遵守し、即度をもって施設を使用します。	金額を入力すると、自動的に✓が移動します。
	<input checked="" type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行	利用団体間で消耗品の購入資金等として、会費等を徴収している場合も、その旨記載してください
	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の使用は、堺市暴力団排除条例に基づく暴力団の利益	
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあることを認識し、熱中症その他の	
事項	事故の発生予防、事故発生時の対応マニュアルの作成、保険への加入等の必要な措置をとります。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記各事項に反することが判明した場合は、登録を承認されず、又は登録を取り消されても異議はありません。	

備考  
会費等を徴収するときは、代表者とは別に会計担当者を定め、費用の収支を明確にしてください。  
また、必要に応じて、収支に関する書類の提出を求めることがあります。  
・代表者は20歳以上の方に限ります。また、会員数は合計10人以上で、構成員の過半数が校区内の住民で構成されている必要があります。  
本人の同意を得たうえで会員の住所、氏名等を運営委員会控用裏面の会員名簿に記入してください。  
また、必要に応じて、役員名簿等の提出を求めることがあります。  
堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

# 会 員 名 簿

	氏 名	利用学校の校区 (内・外)	住 所	電 話 番 号			
1	山田 太郎		□区▼▲★町●丁	000-0000-000*			
2	美原 具	内	□区▼▲★町●丁目	0*0-0000-0000			
3	大阪 奈々子	<p>ご注意！</p> <p>1. 住所の記入について</p> <p>①堺市内 ⇒ ●丁目まで（美原区の場合は、丁目まで）記入してください。 ただし、番地、街区等によって通学区域が定められている場合については、番地、街区等まで記入してください。 例：堺区南瓦町1丁、美原区さつき野西1丁目</p> <p>②堺市外 ⇒ □市まで記入してください。 例：大阪市、忠岡町、千早赤阪村</p>					
4	高石 美穂						
5	忠岡 忠史						
6	岸和田 篤志						
7	岬 聖子						
8	泉北 亮子				内	□区▼▲★町●丁	000-0000-*000
9	<p>※運営委員会から教育委員会（地域教育振興課）へ提出するExcelについては、本「申請書裏面」シート（「会員名簿」）を削除してください。 （運営委員会の控えとして保存するExcelについては、削除する必要はありません。）</p>						
10							
11							
12							
13	吹田 彰子	内	□区△△町●丁	000-*000-0000			
14	淀川 次郎朗	外	□市	000-0*00-0000			
15	堺 郁夫	内	□区△△町●丁	000-****			
16	美原 奨	内	□区△△町●丁	***-0000			
17	大阪 多恵	外	□村	**0-00*0-****			
18	沖縄 蘭	内	□区△△町●丁	000-**00			
19	大分 元太	外	□市	***-****			
20	山口 愛子	外	□市	0*0-0000-00**			
21	箕面 順子	内	□区△△町●丁	000-****-**00			
22	堺 花子	内	□区△△町●丁	***-0000			
23		内・外					
24		内・外					
25		内・外					
26		内・外					
27		内・外					
28		内・外					
29		内・外					
30		内・外					

※個人情報、本事業に係る利用目的のみに使用し、本事業の関係機関以外の第三者に提供することはありません。

記入例 中学校利用団体登録申請書 記入例（サブ登録）

様式第1号の2（第7条関係）

堺市立 ●● 中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業  
利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書

年月日は入力しないでください。

年 月 日

※1団体につき1つのExcel  
でご提出ください。

堺市

間開放

登録及び学校施設の使用許可を申請します。

令和8年度から新規で登録する団体は入力不要。  
令和7年度に登録している団体は、運営委員会経由で通知している団体番号を入力してください。  
※不明の場合は、空欄可。

登録年度	R8	年度	利用開始希望日	2026	年				
団体名	堺△△バレー				会員数	12	人		
					校区外	10	人		
					合計	22	人		
代表者	フリガナ	サカイ ハナコ				生	1980	年	
	氏名	堺 花子				生	1	歳	
	住所	〒 999 - 9999	堺市□区△△町3-3-3				現	在	
	電話番号	(自宅) 072 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (携帯) 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇							
	メールアドレス	△△△@■■■.com							
利用事業及び使用施設(目的) ※カッコ内には野球等の活動内容を記入。	<input checked="" type="checkbox"/> 施設開放事業	活動内容をinputすると、自動的に✓が入ります。							
	<input type="checkbox"/> 体育館( )								
	<input checked="" type="checkbox"/> 運動場( バレーボール )								
	<input type="checkbox"/> 運動場夜間開放事業								
	<input type="checkbox"/> 運動場( )								
使用日時	学校施設開放事業使用予定表				小学校利用団体によるサブ登録の場合は競技名の後ろに(サブ登録)とご記入ください				
1人当たりの会費等	(会費)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(月額)	300	円	(年額)		円	<input type="checkbox"/> 無
	(その他の費用)	<input type="checkbox"/> 有	(月額)		円	(年額)		円	<input checked="" type="checkbox"/> 無
申請に当たっては、次の内容をご確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用に当たっては、堺市立学校管理指導員又は校長の指示を遵守し、即座をもって施設を使用し、 <input checked="" type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行 <input checked="" type="checkbox"/> 施設の使用は、堺市暴力団排除条例に基づく暴力団の利益 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあることを認識し、熱中症その他の 事故の発生予防、事故発生時の対応マニュアルの作成、保険への加入等の必要な措置をとります。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記各事項に反することが判明した場合は、登録を承認されず、又は登録を取り消されても異議はありません。	金額を入力すると、自動的に✓が移動します。				利用団体間で消耗品の購入資金等として、会費等を徴収している場合も、その旨記載してください				
備考	会費等を徴収するときは、代表者とは別に会計担当者を定め、費用の収支を明確にしてください。 また、必要に応じて、収支に関する書類の提出を求めることがあります。 ・代表者は20歳以上の方に限ります。また、会員数は合計10人以上で、構成員の過半数が校区内の住民で構成されている必要があります。 本人の同意を得たうえで会員の住所、氏名等を運営委員会控用裏面の会員名簿に記入してください。 また、必要に応じて、役員名簿等の提出を求めることがあります。 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。								

# 利用団体月報

該当する方をクリックし、  
✓をつけてください。

令和	8	年	年月を入力してください。				小学校名、団体名、記入者名を入力してください。	<input checked="" type="checkbox"/> こども <input type="checkbox"/> 大人	の団体
	4	月	堺市立	〇〇	小学校	団体名	△△会	記入者名	□□ □□

利用日	利用時間		利用場所	大人	こども	計
12	9時	0分 ~ 12時	<input checked="" type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )	12	30	42
	日	(内容) ソフトボール				
19	13時	30分 ~ 16時	<input type="checkbox"/> 運動場 <input checked="" type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )	5	25	30
	日	(内容) ポートボール				
		時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )			
	日	(内容)				

各項目を入力してください。

※Excel又はPDFでご提出ください。

※電子申請システム（下記二次元コード）で利用報告が行えます。（電子申請システムによる利用報告を行った場合は、利用団体月報の提出は不要となります。）

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/a38db7aa-d09c-4014-b011-029c169dc295/start>)



		時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )			
	日	(内容)				
		時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )			
	日	(内容)				
		時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室等 ( )			
	日	(内容)				

○利用団体は、利用の都度記載すること。月ごとに記載が終わればすみやかに運営委員会に提出してください。

○利用団体は実際の利用人数を正確に記入してください。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
堺市教育委員会事務局 地域教育支援部  
地域教育振興課（堺市役所高層館 11 階）  
■電話：072-228-7920(直通)  
■FAX：072-228-7009  
■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp